

JNRP31S07-~~0607~~

# 繊維分野の技術的適用文書（案）

（第7版）

平成26年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

※特定芳香族アミンの定量方法への補足要求事項をパート2として、新たに追加しました。

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 序文 .....                              | 4         |
| <b>パート1：一般繊維試験</b> .....              | <b>4</b>  |
| 1. 適用範囲 .....                         | 4         |
| 2. 引用規格及び関連文書 .....                   | 4         |
| 3. 用語及び定義 .....                       | 4         |
| 4. 管理上の要求事項 .....                     | 4         |
| 4.1 組織 .....                          | 4         |
| 4.2 マネジメントシステム .....                  | 4         |
| 4.3 文書管理 .....                        | 5         |
| 4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認 .....          | 5         |
| 4.5 試験・校正の下請負契約 .....                 | 5         |
| 4.6 サービス及び供給品の購買 .....                | 5         |
| 4.7 顧客へのサービス .....                    | 5         |
| 4.8 苦情 .....                          | 5         |
| 4.9 不適合の試験・校正業務の管理 .....              | 5         |
| 4.10 改善 .....                         | 5         |
| 4.11 是正処置 .....                       | 5         |
| 4.12 予防処置 .....                       | 5         |
| 4.13 記録の管理 .....                      | 6         |
| 4.14 内部監査 .....                       | 6         |
| 4.15 マネジメント・レビュー .....                | 6         |
| 5. 技術的要求事項 .....                      | 6         |
| 5.1 一般 .....                          | 6         |
| 5.2 要員 .....                          | 6         |
| 5.3 施設及び環境条件 .....                    | 6         |
| 5.4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認 .....          | 6         |
| 5.5 設備 .....                          | 6         |
| 5.6 測定トレーサビリティ .....                  | 7         |
| 5.7 サンプルング .....                      | 7         |
| 5.8 試験品目の取扱い .....                    | 7         |
| 5.9 試験・校正結果の品質の保証 .....               | 7         |
| 5.10 結果の報告 .....                      | 7         |
| 別紙 当該文書の適用対象 J N L A 試験方法区分一覧 .....   | 9         |
| 付属書1 一般繊維試験のトレーサビリティの適用方針（参考） .....   | 10        |
| <b>パート2：アゾ色素由来の特定芳香族アミン定量方法</b> ..... | <b>12</b> |

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 1.    | 適用範囲               | 12 |
| 2.    | 引用文書及び関連文書         | 12 |
| 2. 1  | 引用文書               | 12 |
| 2. 2  | 関連文書               | 12 |
| 3.    | 用語及び定義             | 12 |
| 4.    | 管理上の要求事項           | 12 |
| 4. 1  | 組織                 | 12 |
| 4. 2  | マネジメントシステム         | 12 |
| 4. 3  | 文書管理               | 12 |
| 4. 4  | 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認 | 12 |
| 4. 5  | 試験・校正の下請負契約        | 12 |
| 4. 6  | サービス及び供給品の購買       | 13 |
| 4. 7  | 顧客へのサービス           | 13 |
| 4. 8  | 苦情                 | 13 |
| 4. 9  | 不適合の試験・校正業務の管理     | 13 |
| 4. 10 | 改善                 | 13 |
| 4. 11 | 是正処置               | 13 |
| 4. 12 | 予防処置               | 13 |
| 4. 13 | 記録の管理              | 13 |
| 4. 14 | 内部監査               | 14 |
| 4. 15 | マネジメント・レビュー        | 14 |
| 5.    | 技術的要求事項            | 14 |
| 5. 1  | 一般                 | 14 |
| 5. 2  | 要員                 | 14 |
| 5. 3  | 施設及び環境条件           | 14 |
| 5. 4  | 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認 | 14 |
| 5. 5  | 設備                 | 15 |
| 5. 6  | 測定トレーサビリティ         | 15 |
| 5. 7  | サンプリング             | 15 |
| 5. 8  | 試験品目の取扱い           | 16 |
| 5. 9  | 試験・校正結果の品質の保証      | 16 |
| 5. 10 | 結果の報告              | 16 |
|       | 附則                 | 16 |

## 繊維分野の技術的適用文書

### 序文

この適用文書は、工業標準化法第 57 条（又は第 65 条第 1 項）に基づいた試験事業者の試験所の登録制度における登録のための評価基準の一部として用いるものである。

この適用文書は、JIS Q 17011（ISO/IEC17011）の 4.6.2 項に基づいて作成されるもので、JIS Q 17025（ISO/IEC 17025）の要求事項を、当該分野に関して具体的に明確に詳述したものである。したがって、この適用文書は JIS Q 17025 の範囲を超えるものを含んではおらず、これに従うことによって試験所はその要求事項を満たす。

工業標準化法第 57 条に基づいた試験事業者登録制度においては、登録を受けようとする試験事業者は、関連する分野の適用文書に上記の意味で適合することが要求される。

備考 JIS Q 17025（ISO/IEC 17025）との対応を明確にするため、以下の項目番号は、JIS Q 17025 と同一とした。このため、対応する適用文書がない場合、欠番となるものもある。

### パート 1：一般繊維試験

#### 1. 適用範囲

この適用文書は、省令で定めた登録の区分のうち繊維分野に関する適用文書を規定するものである。

#### 2. 引用規格及び関連文書

##### 2. 1 引用文書

JIS Q 17025-2005 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 17011-2005 適合性－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

##### 2. 2 関連文書

JIS Q 17043-2011 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項

#### 3. 用語及び定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、JIS Q 17025 及び JIS Q 17011 で定めるものによる。

#### 4. 管理上の要求事項

##### 4. 1 組織

「詳述なし。」

##### 4. 2 マネジメントシステム

「詳述なし。」

#### 4. 3 文書管理

「詳述なし。」

#### 4. 4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認

「詳述なし。」

#### 4. 5 試験・校正の下請負契約

「詳述なし。」

#### 4. 6 サービス及び供給品の購買

##### 4. 6. 1

次にあげる標準品は、JISで規定された品質のものを購入すること。

- ①変退色用及び汚染用グレースケール
- ②ブルースケール
- ③添付白布
- ④標準アルミニウム
- ⑤標準染色布

##### 4. 6. 2

試験所で調製した試薬及び溶液には、例えば、物質名、濃度、調製日、使用期限、その他の事項を明示したラベル等の識別をすること。

#### 4. 7 顧客へのサービス

「詳述なし。」

#### 4. 8 苦情

「詳述なし。」

#### 4. 9 不適合の試験・校正業務の管理

「詳述なし。」

#### 4. 10 改善

「詳述なし。」

#### 4. 11 是正処置

「詳述なし。」

#### 4. 12 予防処置

「詳述なし。」

#### 4. 13 記録の管理

「詳述なし。」

#### 4. 14 内部監査

「詳述なし。」

#### 4. 15 マネジメント・レビュー

「詳述なし。」

### 5. 技術的要求事項

#### 5. 1 一般

「詳述なし。」

#### 5. 2 要員

##### 5. 2. 1

繊維関係に必要な教育、訓練等による力量をもつ職員には、大学の繊維に関係する学科で繊維の技術を習得したもの又はそれと同等のレベルであると認められるもの、あるいは、繊維製品品質管理士又は衣料管理士の資格をもつものも含まれる。

#### 5. 3 施設及び環境条件

##### 5. 3. 2

該当する試験の内容に応じて、温度、湿度、保管・保存場所（冷暗所等）、乾燥場所、採光（照度）などに対して、適切な手段を講じること。

#### 5. 4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認

##### 5. 4. 7. 2

コンピュータと測定機器が一体となったシステムを使用する場合、その適正な機能を確保するための保安全管理を行うために、そのシステムの妥当性を確認するときには、その手順及び妥当性を確認する間に得られたデータの記録を維持すること。コンピュータと測定機器とを切り離して妥当性を確認することが困難である場合は、参照標準又は標準物質を使用してシステム全体の妥当性の確認を行うこと。

#### 5. 5 設備

##### 5. 5. 6

試験用標準品（添付白布、ブルースケール等）が水分平衡等を考慮して適切に保管され、黄変などの変色、劣化がないようにすること。特に、標準染色布は、酸性及びアルカリ性のガスや湿気を避け、乾燥した冷暗所に保管すること。

また、ガラス器具などが、異なる試薬又は溶剤の残留、あるいは混入のないように、洗浄、保管及び隔離を適切に行うこと。

(5.6.3.4とも関連)

## 5.6 測定の特リサビリティ

### 5.6.2.2

「IAJapan測定の特リサビリティに関する方針」に定める方針に従うこと。当該分野に関する方針は、付属書1JNLA繊維分野の特リサビリティの適用方針(参考)を参照すること。

### 5.6.3.1

次にあげる標準品は、当面は国家標準への特リサビリティが確保できないため、JISで規定されたものを確認して、使用すること。(4.6と関連)

- ①変退色用及び汚染用グレースケール
- ②ブルースケール
- ③添付白布
- ④標準アルミニウム
- ⑤標準染色布

## 5.7 サンプルング

### 5.7.1

必要な場合、サンプルングを試験依頼者と試験所のいずれが行うかを明確にすること。試験所がサンプルングを行う場合、使用した手順を記述し、その操作によることで何らかの結果に及ぼす限界があれば、その限界について報告すること。

(5.10とも関連)

## 5.8 試験品目の取扱い

### 5.8.2

繊維の形態(製品、布、糸)、試験片の調整方法などに応じて、混乱の発生を防ぐために、識別するための適切な手段をとり、関連する記録類との対応を明確にすること。

### 5.8.4

必要な場合、試験品目を高温多湿及び直射日光を避けた状態で保管し、変色又は劣化を防ぐこと。

## 5.9 試験・校正結果の品質の保証

「詳述なし。」

## 5.10 結果の報告

### 5.10.2 i)

- ・試験結果には、観測・測定の結果と該当する規格・仕様との対比が含まれる。従って、取扱性能試験区分による試験を行った場合、試験結果には次の情報を含むこと。

- a) J I S L 0 2 1 7 付表 1 ~ 4 の試験方法を示す番号
  - b) 変退色の等級 ( J I S L 0 8 0 1 による。 )
  - c) 汚染の等級 ( J I S L 0 8 0 1 による。 )
  - d) 寸法変化率 ( J I S L 1 9 0 9 による。ただし該当する場合に限る。 )
  - e) シームパッカリングの等級 ( J I S L 1 9 0 5 による。ただし該当する場合に限る。 )
- ・ J I S に規定されている記録の内容を試験結果として記載すること。 J I S で規定されている記録は、試験方法本文、記録の項、試験報告書の項等で規定されている。



## 別紙 当該文書の適用対象 J N L A 試験方法区分一覧

| 試験方法の区分の名称               |
|--------------------------|
| より数・質量・寸法・水分率・厚さ試験       |
| 取扱性能試験                   |
| 耐光・汗耐光・耐候堅ろう度試験          |
| 洗濯・ドライクリーニング・塩素処理水堅ろう度試験 |
| 熱湯堅ろう度試験                 |
| 汗・水・海水・昇華堅ろう度試験          |
| 摩擦堅ろう度試験                 |
| ホットプレッシング堅ろう度試験          |
| 水滴下堅ろう度試験                |
| 窒素酸化物堅ろう度試験              |
| 繊維引張強さ試験                 |
| 可溶性物質含有率・油脂分・溶剤抽出分試験     |
| 破裂強さ試験                   |
| 寸法変化試験                   |
| パイル質量試験                  |
| 敷物厚さ減少率試験                |
| パイル糸引抜き強さ試験              |
| はく離強さ試験                  |
| 敷物帯電性試験                  |
| 繊維混用率試験・繊維鑑別             |
| スナッグ試験                   |
| ピリング試験                   |
| 繊維燃焼性試験                  |
| 縫目試験                     |
| 引裂強さ試験                   |
| 吸水性試験                    |
| ふとんわたきょう雑物試験             |
| ふとんわた短繊維含有率試験            |
| ふとんわた保温率試験               |
| ふとんわた比容積・圧縮弾性・かさ回復率試験    |
| ロープリード・長さ・質量・織密度試験       |
| ロープ引張強さ試験                |
| 敷物寸法・敷物寸法変化試験            |
| 敷物反り・直角度試験               |
| オゾンに対する染色堅ろう度試験方法        |
| 繊維製品の防汚性試験方法             |
| 繊維製品の防ダニ性能試験方法           |

## 付属書 1 一般繊維試験のトレーサビリティの適用方針（参考）

## 1. トレーサビリティを要求しない試験方法の設備・装置

不確かさカテゴリ I の区分の染色堅ろう度試験関係の区分、ピリング試験、スナッグ試験等は官能試験であることから、「IAJapan 測定 of トレーサビリティに関する方針」（以下、トレーサビリティ方針という）6.1 項の「重要（試験）設備・装置」に該当しない。したがって、設備・装置のトレーサビリティを要求しない。但し、可能であれば、検証の記録を保持することが望ましい。

## 2. トレーサビリティ方針 6.1 項の「重要（試験）設備・装置」

## (1) 試験・校正等の主要な測定に用いる設備・装置

トレーサビリティ方針の注記 2) には「試験においては、例えば材料の引張試験における引張力を測定する一軸試験機、断面積を測定するために用いられるノギス等、試験結果を得るための設備・装置」と解説しており、繊維分野として適応するものは、次の様な機器がある。

## a. 試験結果の値そのものを測定する計測機器

|   |                 |               |
|---|-----------------|---------------|
| 例 | 引張強さ試験          | 引張試験機         |
|   | 引裂強さ試験（ペンジュラム法） | エルメンドルフ形引裂試験機 |
|   | 破裂強さ試験          | ミューレン形破裂試験機   |

## b. 計算により試験結果の値を算出する場合に、その計算式に代入すべき値を測定する計測機器

|   |         |       |
|---|---------|-------|
| 例 | 繊維混用率試験 | 天秤    |
|   | 寸法変化試験  | 長さ測定器 |

繊維分野の試験機器は、エルメンドルフ形引裂き試験、ミューレン形破裂試験機のように、トレーサビリティが必要だが、不可能な試験機器が多くある。この場合、トレーサビリティ方針に従い検証の記録の保持が必要となる。

## (2) 試験・校正結果の補正因子等、試験・校正結果に直接重大な影響を与える要因の測定に用いる設備・装置

トレーサビリティ方針の注記 3) には「試験においては、例えば試験条件を検証するために高精度な設備・装置が規格に基づき要求される場合など」と解説しており、試験結果を補正する因子としての設備・装置、環境条件、試験条件（液温、乾燥機の温度、アイロン温度等）を満たすための検証として高精度な設備・装置は、繊維分野において大半の試験方法は該当しないが、一部の試験方法の設備・装置は対象となる。

## 対象と考える機器の例

- ・ 質量を測るために作成する試料の長さを測定する機器
- ・ 敷物帯電性試験等の環境条件（温度  $23 \pm 1^\circ\text{C}$ 、相対湿度  $25 \pm 3\%$ ）を測定する機器

## (3) 上記 a)、b) 以外の設備・装置であって、それらの不確かさが最終的な試験・校正等の不確かさに対する影響が大きいもの

繊維の試験分野においては該当するものはないと考えられるが、全体の不確かさに対する設

備・機器の不確かさの寄与度が大きい場合はトレーサビリティの確保が必要である。

### 3. 内部校正について

IAJapan 測定の実験室のトレーサビリティに関する方針（URP23）の 7.2 項の注記 3) により、「試験事業者が行う内部校正に対し、どこまで厳密に校正事業者に対する要求事項を適用するかは、試験結果の不確かさ全体に対する校正の不確かさの寄与の割合に依存する。」と規定している。

繊維分野の試験は、全体に対する不確かさに比較し校正に対する寄与度は低いと思われ、厳密な内部校正を要求しないが、検証では内部校正とは言わない。内部校正の適合証明は、IAJapan 測定の実験室のトレーサビリティに関する方針（URP23）の 6.2 項を参照すること。

## パート2：アゾ色素由来の特定芳香族アミン定量方法

### 1. 適用範囲

この適用文書は、繊維分野の「繊維製品-アゾ色素由来の特定芳香族アミン定量方法」に関する適用文書を規定するものである。

### 2. 引用文書及び関連文書

#### 2. 1 引用文書

ISO/IEC 17025 (JIS Q17025) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

ISO/IEC 17011 (JIS Q17011) 適合性評価-適合性評価機関の認定を行う機関に対する  
一般要求事項

JIS L1940-1 繊維製品-アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法-第1部：  
繊維の抽出及び非抽出による特定アゾ色素の使用の検出

JIS L1940-3 繊維製品-アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法-第3部：  
4-アミノアゾベンゼンを放出する特定アゾ色素の使用の検出

#### 2. 2 関連文書

JNRP21 JNLA 登録の一般要求事項

JNRP24 JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針

URP23 IAJapan 測定トレーサビリティに関する方針

URP24 IAJapan 技能試験に関する方針

### 3. 用語及び定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC 17025 及び ISO/IEC 17011 で定める。

### 4. 管理上の要求事項

#### 4. 1 組織

「詳述なし。」

#### 4. 2 マネジメントシステム

「詳述なし。」

#### 4. 3 文書管理

「詳述なし。」

#### 4. 4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認

「詳述なし。」

#### 4. 5 試験・校正の下請負契約

「詳述なし。」

#### 4. 6 サービス及び供給品の購買

##### 4. 6. 1

①JIS L 1940-1 の 6.10.1 項で規定されたアミンのストック溶液は、国内では、労働安全衛生法の関係で、入手、流通、製造もできない芳香族アミン化合物（ベンジジン、2-ナフチルアミン等）があり、粉体試薬購入による標準液作成は、事実上困難であることから、市販標準液を使用してよい。

②JIS L 1940-1 の 7.5 項で規定されたガラス又はポリプロピレン製のカラムは、同等の市販製品を使用してよい。

#### 4. 7 顧客へのサービス

「詳述なし。」

#### 4. 8 苦情

「詳述なし。」

#### 4. 9 不適合の試験・校正業務の管理

「詳述なし。」

#### 4. 10 改善

「詳述なし。」

#### 4. 11 是正処置

「詳述なし。」

#### 4. 12 予防処置

「詳述なし。」

#### 4. 13 記録の管理

##### 4. 13. 2. 1/4. 13. 2. 2

①前処理記録は必要な情報（前処理の合理性を評価するに十分な情報、前処理の再現が可能となる程度に十分な情報）を網羅すること。例えば、試験片の識別、作業員、作業日、一連の作業時間（全分析を 24 時間以内で処理することが規定されている。）、試験片の量、試験片からの抽出及び使用試薬類の量、還元分解方法及び使用試薬類の量、アミン類の分解及び濃縮方法並びに使用試薬類の量、GC-MS 測定用試料液容量など。

②試料の測定記録は必要な情報（測定の合理性を評価するに十分な情報、測定の再現が可能となる程度に十分な情報）を網羅すること。例えば、測定日、測定者、GC 条件（使用カラム、注入口温度、スプリット比、カラムヘッド圧、キャリアガス流量、カラムオープン昇温条件）、MS 条件（インターフェース温度、イオン源温度、イオン化電流、イオン化電圧、注入量）など。

③インジェクションリストを作成すること。

#### 4. 14 内部監査

「詳述なし。」

#### 4. 15 マネジメント・レビュー

「詳述なし。」

### 5. 技術的要求事項

#### 5. 1 一般

「詳述なし。」

#### 5. 2 要員

「詳述なし。」

#### 5. 3 施設及び環境条件

「詳述なし。」

#### 5. 4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認

##### 5. 4. 1

①次の作業工程に関し、具体的かつ必要な作業手順が文書化されていること。

- 1) 試験片の採取
- 2) 試験片の取扱い
- 3) 前処理（抽出、還元、分解及び濃縮）
- 4) 同定及び定量

##### i 測定条件

例えば、使用カラム、GC 条件、MS 条件、設定質量数、サンプリング周期、装置の調整、検量線の作成、試料の測定、検量線、感度変動の確認など

##### ii 感度変動が確認された場合の対処法を明記すること。

なお、取扱説明書に代えることができる。

- 5) 検量線の作成及び確認方法
- 6) 上記の 1) から 5) の各工程で選択肢がある場合、選択の基準を設け、その内容が妥当であること。

②多くの試料を同時期に処理する場合は、時間的な計画（進行管理）を持つことが望ましい。

##### 5. 4. 2

①JIS L 1940-3 の 8.4 項の分散染料以外の染料で染色された繊維製品の試験片を直接反応容器に入れる際、メタノール 7 ml を加えてもよい。（EN14362-3 の 8.4 項に準拠）

②JIS L 1940-3 の 8.8.1 項の抽出なしの場合及び 8.8.2 項の抽出を行う場合の試験操作において、8.5 項によって試験すると規定しているが、8.5 項から 8.6 項によって試験を行うこと。

③還元分解操作において、反応容器は完全に温浴槽に浸かること。また、かさ高い繊維や吸水性の高い試料は、緩衝液や還元剤が、反応容器内で試料全体に行き渡らないことがあるため、適宜、振とうするなどの対策を講じること。

④アミンを検出したかどうか疑義が生じた場合、異性体の可能性に注意すること。

#### 5. 4. 7. 1

前処理の過程並びに定性及び定量（記録類）は、それに従って処理が行われていることを確認すること。

### 5. 5 設備

#### 5. 5. 2

①JIS L 1940-1 の 7.2 項に規定された超音波浴の実効値は、160W と規定されているが、分散溶解が目的であるため、160W 以外のものを使用してよい。

②JIS L 1940-3 の 7.8 項に規定された水平往復振とう器は、これに限らず、同等な効果のあるものを使用してよい。

#### 5. 5. 6

①試薬、参照標準及び標準物質について、その完全性が確認できるように保管し、劣化、汚染及び同一性の喪失のないよう保守すること。

亜ジチオン酸ナトリウムやアミン標準物質は、使用期限を規定し、管理記録を残すこと。また、各アミン溶液は非常に劣化しやすいため、冷凍保存（-18℃以下）すること。

なお、溶液の濃度は、できるだけ高濃度にしておくことが望ましい。特に、濃度が低くなるほど保管期間は短くなる。

②試験所で調製する試薬類には、ラベルを付けるなど適切な表示方法で、物質名、濃度、溶媒、調製日及び／又は使用期限を明示すること。この場合、調製者を表示又は記録から特定できるようにすること。

### 5. 6 測定トレーサビリティ

#### 5. 6. 3. 2

アミン標準物質は、SI 単位又は認証標準物質に対してトレーサビリティを確保すること。なお、認証標準物質にあつては、入手困難な物質や入手過程で標準物の変質等が認められる場合、IAJapan 測定トレーサビリティに関する方針（URP23）6.5 項で定める「6.3.1 項に該当するものがない場合」として、同項(1)又は(2)に該当する市販の標準液を使用してもよい。

### 5. 7 サンプルング

#### 5. 7. 1

①必要な場合、サンプルングを試験依頼者と試験所のいずれが行うかを明確にすること。試験所がサンプルングを行う場合、使用した手順を記述し、その操作によることで何らかの結果

に及ぼす限界があれば、その限界について報告すること。（5.10とも関連）

②手順に定められていないサンプリング手法をとった場合、サンプリングプロセスを厳密に反復できるように、たどった手順の明確な記録をとること。

③サンプリングに際しては、次の事項について十分考慮すること。

i) 試料の採取及びその後の分析を必要とする問題を理解し、サンプリング手順をしかるべく立案すること。この場合、使用するサンプリング手法はその問題の内容によって異なるが、例示すれば、次のようなものがある。

- ・分析対象成分の平準化を必要とする。
- ・全体の分析対象成分の分布を必要とする。
- ・特定の成分による汚染の疑いがある。
- ・場所の状態を含め、考慮すべき他の非分析的な要素が存在するかもしれない。

ii) 試料が均一であると想定するには十分な注意を払うこと。

iii) 揮発性、光化学反応性、熱的不安定性、化学反応性などの目的成分の特性を考慮すること。

#### 5.8 試験品目の取扱い

「詳述なし。」

#### 5.9 試験・校正結果の品質の保証

IAJapan 技能試験に関する方針（URP24）によること。

#### 5.10 結果の報告

ISO/IEC17025 の 5.10 項に従うほか、JIS L 1940-1 の 11 項の試験報告書もしくは、JIS L 1940-3 の 10 項の試験報告書の記載内容を含めること。

#### 附則

この文書は、平成 26 年 月 日から施行する。